

草津市景観審議会

令和2年6月29日(月)

議事

草津市屋外広告物施行規則の改正について
(広告規制型景観形成地区の基準見直し)

その他

東海道草津宿本陣周辺の地区計画案について

《議事》

草津市屋外広告物条例施行規則の改正について

～広告規制型景観形成地区における許可基準の見直し～

改正する基準と景観審議会への諮問

草津市屋外広告物条例施行規則第9条（許可の基準）関係別表第2に定める以下の許可基準の見直し（規則改正）を行うにあたり、草津市屋外広告物条例第29条に基づき、景観審議会へ諮問を行うものです。

○**広告規制型景観形成地区（モデル地区）における許可基準の見直し**

論点1 自家用広告物の総量規制について

論点2 自家用野立広告物の個別規制について

草津市における屋外広告物の規制経過

平成19年 滋賀県からの委任により草津市屋外広告物規制の指導を開始（県条例）

平成23年 景観行政団体へ移行・・・屋外広告物の基準について検討

平成24年 草津市景観計画 施行

平成25年 草津市屋外広告物条例 制定

・・・従前の【滋賀県屋外広告物条例】を参考に、景観計画に基づき**草津市独自の基準を追加**

7年 経過措置期間

令和2年 草津市屋外広告物条例 完全施行



⇒ 1月1日から市内の全広告物が草津市条例に適合するよう完全に移行している

広告規制型景観形成地区（モデル地区）

屋外広告物の規制による良好な景観形成を推進する地区として設定している。

この取り組みを波及していくことで、市内の幹線道路における良好な沿道景観の形成につなげる。

場 所

- ・都市計画道路 大江霊仙寺線沿道（資料 1 - 2）

特 徴

- ・市内で一番厳しい面積規制（資料 1 - 3）
- ・独自の統一的な色彩規制

その他

- ・市内幹線道路の『推奨基準』として設定

⇒市内幹線道路のモデルとなるような規制として運用している。

モデル地区規制（イメージ）

自家用広告物

総量

- ・同一敷地内に表示面積の合計が15㎡以下

色彩

- ・下地の彩度に上限あり
- ・下地以外は高彩度を使用する場合、広告物の2分の1以下

屋上広告物

- ・設置不可

壁面広告物

- ・壁面の4分の1まで

突出広告物

- ・壁面から1.5m以下
- ・道路から下制限あり

野立広告物

- ・幅4.5m以下
- ・高さ10m以下

非自家用広告物

色彩

- ・下地の彩度に上限あり
- ・下地以外は高彩度を使用する場合、広告物の2分の1以下

面積

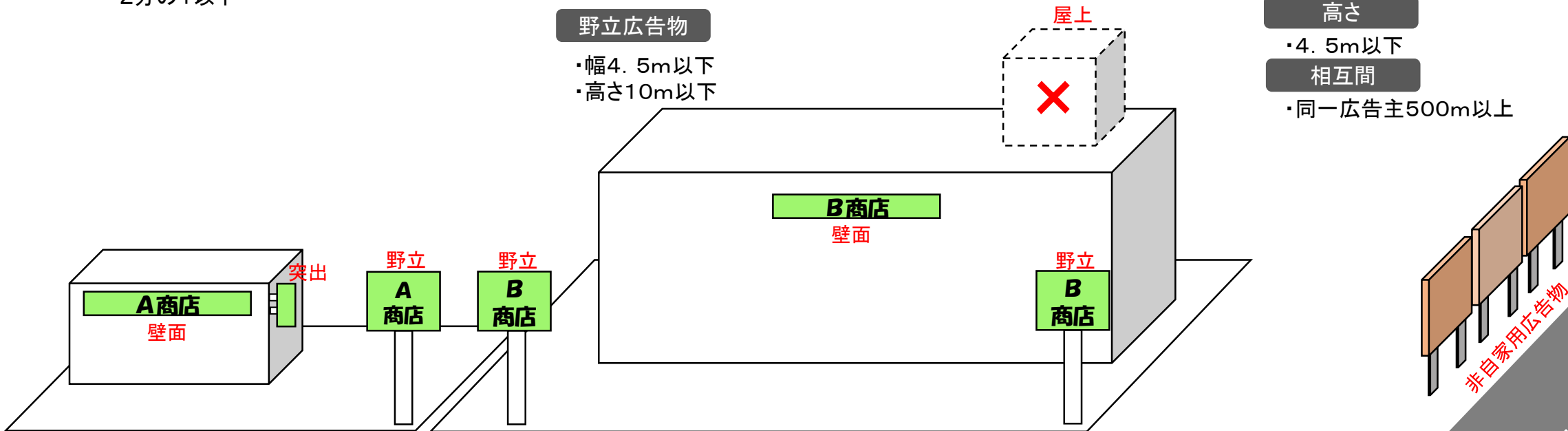
- ・3㎡まで

高さ

- ・4.5m以下

相互間

- ・同一広告主500m以上



【参考】モデル地区における基本方針

○全文

1 広告物の表示および掲出物件の設置に関する基本的な考え方

広告規制型景観形成地区として指定する都市計画道路大江霊仙寺線は、草津市景観計画（平成24年10月1日施行）において幹線道路軸として位置づけられており、本市の中心市街地を通り、隣接する栗東市および大津市とつながる重要な道路である。

当該道路の供用済み部分においては、市内において比較的落ち着いたある沿道景観を呈しているが、今回、当該道路を広告規制型景観形成地区として指定することで、**広告物の秩序ある設置が実現し、よりいっそう良好な沿道景観の保全と創出が図れるものとする。**

また、このような取り組みの成果を市民や事業者が実感でき、より秩序ある広告物の表示や掲出に努める行動に波及していくことで、市内の幹線道路における良好な沿道景観の形成につながるものとする。

2 広告物及び掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

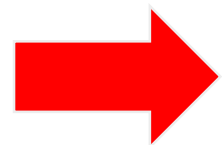
草津市屋外広告物条例施行規則（平成24年草津市規則第40号）別表第2第3項に掲げる許可の基準とする。

7年間モデル地区規制を運用してみて

これまでの広告規制型景観形成地区（モデル地区）での取り組みと成果については、以下のとおり一定の成果があった。

・自家用、非自家用とも、特徴的な色彩規制として、下地の色に上限を設け、下地以外には、高彩度は50%までとすることで、広告物の色に落ちつきと統一感がでるなど、良好な景観形成を推進することができている。（栗東市や大津市も規制がない）

一方、7年間の経過措置期間の間に沿道の利用の状況も変化し、当初想定していた土地利用より商業的な利用も多くなり、市域全体のバランスから見ても、現状の規制である自家用広告物の1.5㎡の総量規制（商業的な利用が想定される施設においては相当厳しい規制）が馴染まなくなっている。



1.5㎡の総量規制等についての見直しを行うものである。

自家用広告物の総量規制について

・なぜ 15㎡の総量規制が厳しいか

商業施設において広告物は不可欠な存在なのにも関わらず、広告物規制の中で認められている総量が少なすぎる。

・なぜモデル地区規制に設定してあるのか

広告物を限りなく抑制する禁止地域に存在する規制で、モデル地区規制が禁止地域をベースに作られたため

・禁止地域 1 ではどのように扱っているのか

対象が琵琶湖岸であり、市街化調整区域において商業利用があまりされていない。また一部の市街化区域においては、商業利用も想定されて **15㎡の総量規制が除外**される規定になっている。

	モデル地区	禁止地域 1 (琵琶湖岸)
市街化区域 (市街化を図る地域)	15㎡の総量規制	総量規制除外
市街化調整区域 (市街化を抑制する地域)	15㎡の総量規制	15㎡の総量規制

モデル地区にはこの除外規定がない

禁止地域 1 と比較して、モデル地区は市街化区域に総量規制の除外規定がない
⇒これが結果的にモデル地区のあまりに厳しい規制になっている

見直し点と対応

見直し点

- ・市街化区域内における総量規制
- ・現在の沿道利用に適した個別規制

対応

①総量規制について

禁止地域 1 と同様に、商業利用が想定されている市街化区域内において、総量規制を除外する規定を設ける。

②個別規制について

野立広告物の個別規制について、景観に対する影響の大きい広告物の乱立を未然に防げる規制を追加する。

モデル地区規制の見直し内容①

自家用広告物の総量規制について

- ・モデル地区として市内幹線道路をリードするような広告物規制が求められる中でも、**市街化区域においては商業施設も想定し**、バランスを取る必要がある。
- ・商業施設においては、その規模も事業所によって大小バラつきがあり、一律の総量規制ではなく、**従来からある広告物ごとの規格制限で対応していく**のが適切である。

➔ 禁止地域 1 と同様に、総量規制を市街化区域のみ除外し、これまで同様に他の幹線道路より厳しい個別規制にて広告物抑制をする。

総量規制の対応

- ・同一敷地内に表示面積の合計が 1.5㎡以下
ただし、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域
（同号に規定する第 1 種低層住居専用地域および第 2 種低層
住居専用地域を除く。）が定められている地域（以下「特定用途
地域」という。）に所在するものについては、この限りでない。

←赤字部分を新たに設定する

モデル地区規制の見直し内容②

自家用野立て広告物の個別規制について

- ・これまでのモデル地区規制の取り組みからも**広告物の乱立**が出来るような規制は認められず、市街化区域において総量規制が除外された地域においても、モデル地区として市内幹線道路をリードするような厳格な広告物規制が求められる。
- ・現在の規制でも制限が強い壁面・突出広告物に比べ、**野立広告物**に関しては規制が緩く、総量規制が除外される地域においては乱立の恐れがある。

➡ 野立広告物の個別規制に、1個当たりの面積規制と相互間規制を新たに設けて、広告物乱立の可能性を防ぐ。

野立広告物の個別規制の対応

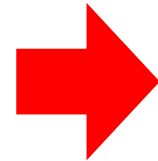
- ・幅 4.5 m以下
- ・高さ 10 m以下
- ・1個あたり 15㎡以下
- ・同一敷地内において高さ 4.5 mを超えるものは 10 m以上離す

←赤字部分を新たに設定する

モデル地区規制見直し案（全体）

現在

規制対象	内容
総量	15㎡以下
屋上広告物	設置不可
壁面広告物	壁面の4分の1まで
突出広告物	壁面から1.5m以内 道路からの下制限あり
野立広告物	幅4.5m以下 高さ1.0m以下
色彩規制	すべてに適用



改正後

規制対象	内容
総量	15㎡以下 ただし、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（同号に規定する第1種低層住居専用地域および第2種低層住居専用地域を除く。）が定められている地域（以下「特定用途地域」という。）に所在するものについては、この限りでない。
屋上広告物	設置不可
壁面広告物	壁面の4分の1まで
突出広告物	壁面から1.5m以内 道路からの下制限あり
野立広告物	幅4.5m以下 高さ1.0m以下 表示面積の合計は、1個につき15㎡以下であること。 同一敷地内において、地上からの高さが4.5mを超える広告物にあっては、広告物の相互間の距離は1.0m以上であること。
色彩規制	すべてに適用

現在のモデル地区規制（イメージ）

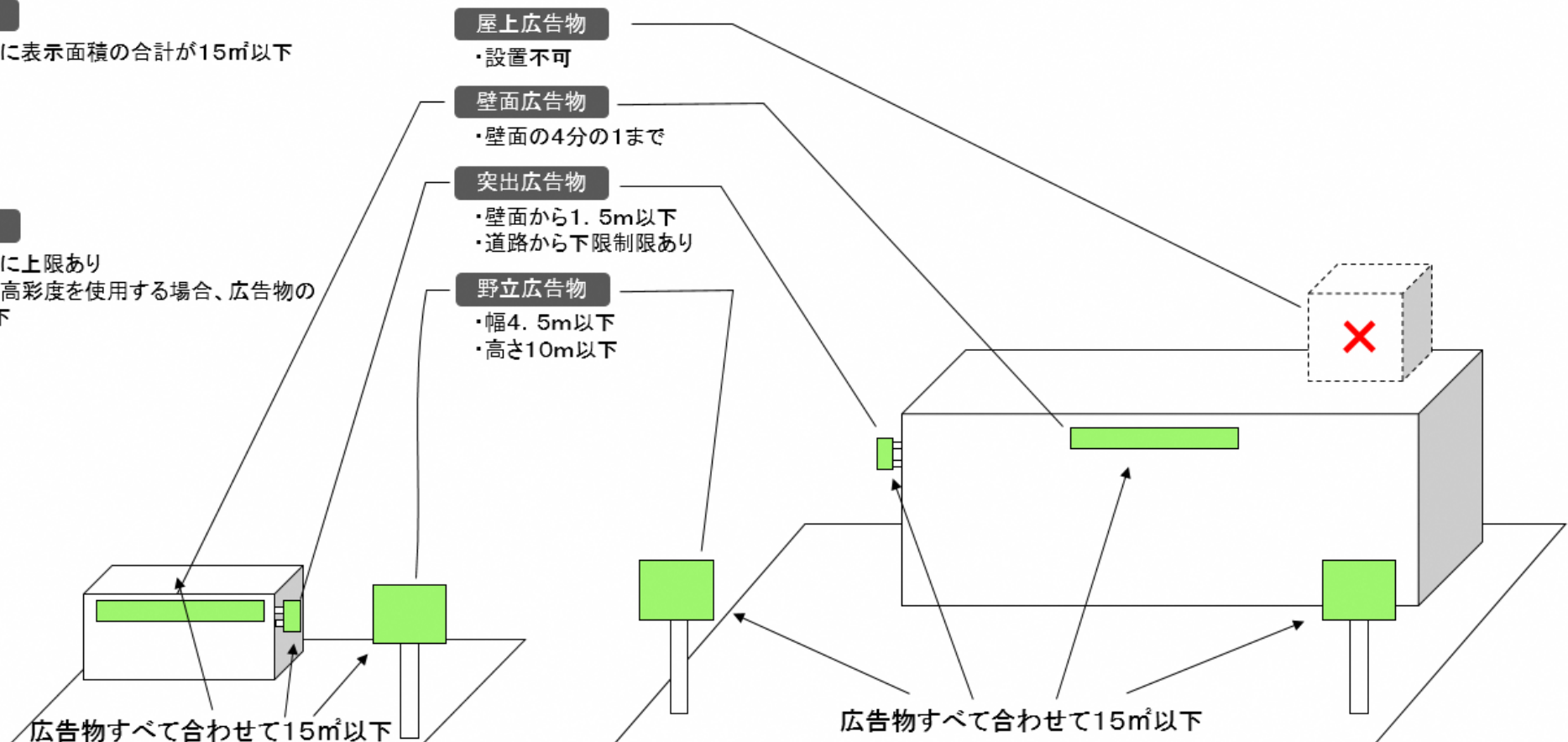
現在

総量

- ・同一敷地内に表示面積の合計が15㎡以下

色彩

- ・下地の彩度に上限あり
- ・下地以外は高彩度を使用する場合、広告物の2分の1以下



土地利用や敷地・建物の大小に関わらず、一律の広告物規制（15㎡以下）があることが商業利用が想定される市街化区域に適していない

見直し後のモデル地区規制（イメージ）

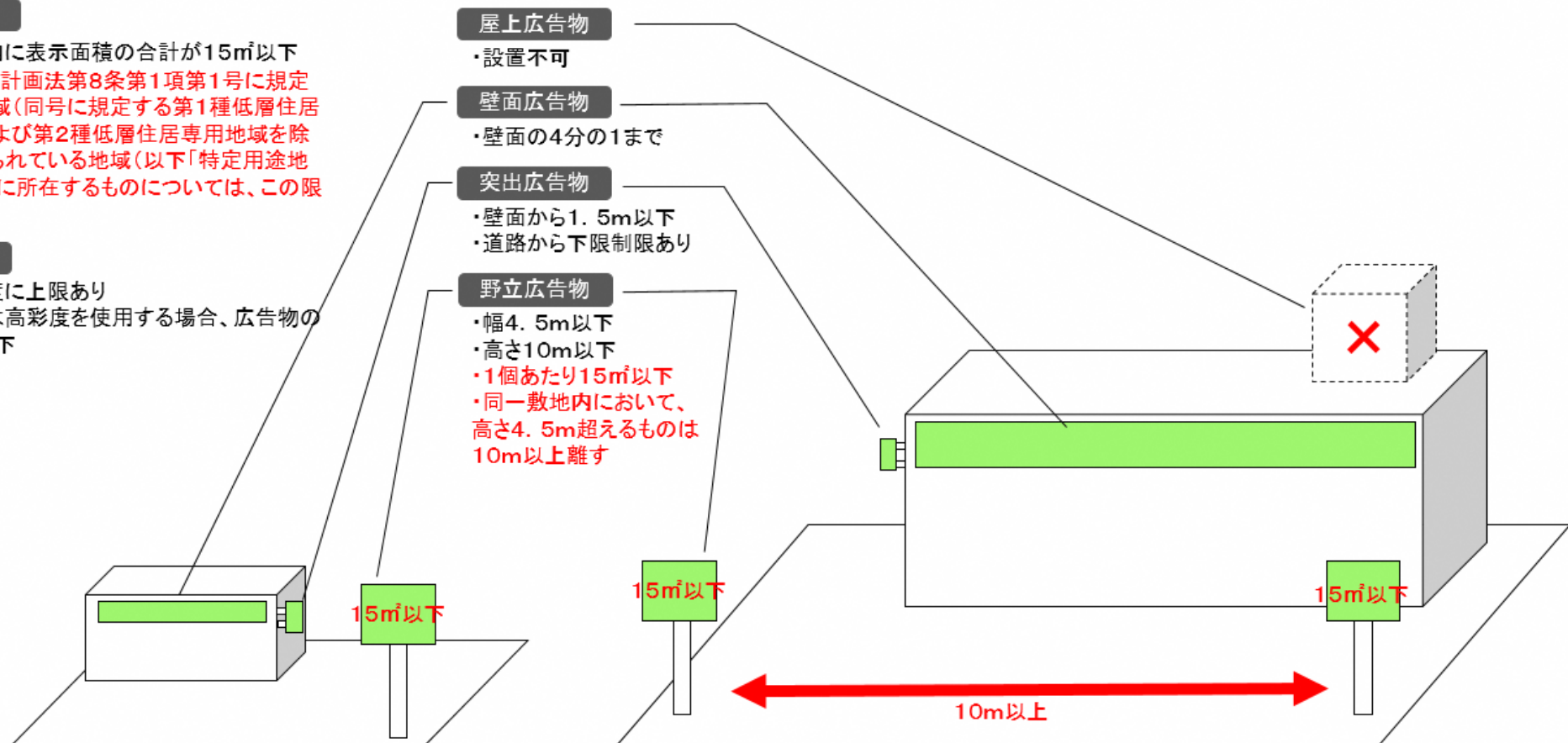
見直し後

総量

- ・同一敷地内に表示面積の合計が15㎡以下
- ただし、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（同号に規定する第1種低層住居専用地域および第2種低層住居専用地域を除く。）が定められている地域（以下「特定用途地域」という。）に所在するものについては、この限りでない。

色彩

- ・下地の彩度に上限あり
- ・下地以外は高彩度を使用する場合、広告物の2分の1以下



商業施設も想定された規制で、土地利用や敷地・建物の規模に応じてより効果の高い沿道景観の形成を図れる